

## 指導行政のポイント

### “児童虐待”を見逃さない

菱村 幸彦

本年4月7日、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」が可決・成立した。施行は10月1日からである。

#### 児童虐待防止法改正のポイント

昨年、大阪府岸和田市で中学生が衰弱死寸前で保護された事件は、児童虐待防止の取組みに様々な課題を投げかけた。深刻化する児童虐待に法的面から対応するため、このたび超党派の議員立法で児童虐待防止法の一部改正が実現した。

改正法の主なポイントは、次の諸点である。

- (1) 現行法では児童虐待を保護者に限っているが、改正法では保護者以外の同居人による虐待も対象とした(2条3号)。
- (2) 児童虐待の定義に「家庭における配偶者に対する暴力」を加え、家庭内暴力が児童に与える心理的影響を重視した(2条4号)。
- (3) 現行法で通告義務は「虐待を受けた児童」を発見した者となっているが、改正法では「虐待を受けたと思われる児童」を発見した場合にまで広げた(6条)。
- (4) 児童の安全確保のために警察の協力が必要な場合、児童相談所等は、必要に応じ、警察署長に援助を求めなければならないこととした(10条)。
- (5) 援助要請があった場合、警察署長は、必要と認めるときは、速やかに警察官に警察官職務執行法等に基づく措置を講じさせるよう努めなければならないこととした(10条3項)。

今回の改正では、岸和田市事件等で問題となった虐待児童の安全確認や保護のための強制立入りについて具体的規定は盛り込まれていない。

しかし、警察官職務執行法は、人の生命・身体・財産に対し危害が切迫した場合における警察官の立入りを認めているので、今後はこの法律の活用によ

って、より積極的な対応が期待できる。

#### 学校に求められる早期発見と通告

児童虐待防止法が学校に求めているのは、教職員による児童虐待の早期発見(5条1項)、発見した虐待児童の児童相談所等への通告(6条1項)、

児童虐待の防止のための教育と啓発(5条3項、今回追加)、である。

しかし、文部科学省の調査によると、これらは必ずしも充分に行われていない。

文科省は、4月15日、全国の公立小・中学校で長期欠席している児童・生徒の状況に関する調査と虐待が疑われた児童・生徒に対する学校の対応についての調査結果を発表した(時事通信『内外教育』4月23日号参照)。

それによると、本年1月から2月の間に長期欠席(連続30日以上)している児童・生徒約5万人のうち、教職員が会えないでいる児童・生徒が約1万4,000人おり、また、虐待を疑っても、教育委員会を含めてどこにも連絡しないで、学校だけで対応した例が597人あった。

文科省は、同日、この調査結果を踏まえた対応について通知を出し、学校に対して、長期欠席の背景に児童虐待が潜んでいる場合があるという認識を持って、状況の把握に努めるよう求め、児童虐待の疑いがある場合は、確証がなくても、児童相談所等へ連絡することなどを要請している。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育政策研究所名誉所員)

#### 夏季教育管理職研修会のお知らせ

日時：7月25(日)・26(月)・27(火)の3日間  
場所：東京・お茶の水 総評会館  
受講料：「教職研修」定期購読者22,000円  
...詳細は、『教職研修』5月号をご参照ください。

#### ●新刊案内●

最新刊 好評発売中!

教育開発研究所刊

改革の流れを的確に整理! 最新の資料と演習により“教育新時代”の経営課題を探る

『教職研修 '04情報版』菱村 幸彦【監修】B5判 270頁・定価2625円